

2022年6月6日

逗子市

逗子市おためしワーケーション補助金

市外の法人が対象、ワーケーション費用を補助する補助金の募集を開始

テレワークの普及により、柔軟で自由な仕事の仕方ができるようになる中で、自宅以外の非日常の場所で働きながら、休暇を楽しむ新たなワークスタイルであるワーケーションが注目を集めています。

都心から電車で1時間ほどとアクセスがよく、海と山に囲まれた小さなまち逗子で、多くの方に気軽にワーケーションをお試しいただくため、市外の企業・団体が市内でワーケーションを実施するための費用と、ワーケーションを実施した企業・団体が事業所等を開設した場合の開設費用を補助する補助金の募集を開始しました。

- 補助対象者 本店所在地が市外で、市内に支社や支店、営業所などを有していない中小企業者または小規模企業者
- 申請受付期間 令和4年5月31日から令和5年1月31日
(受付は先着順で、予算額に達し次第終了します)
- 補助対象及び補助額

補助対象経費	補助対象経費の内容	補助額
ワーケーションの実施に要する費用	交通費、宿泊費、ワークスペース利用費、アクティビティの利用費など	補助率：1/2 (1法人あたり上限20万円)
事業所等の開設に要する費用	本店登記のための司法書士、弁護士費用	1法人あたり20万円または実費のいずれか低い方
	事業所等を開設する際の移転費用や賃貸物件の礼金など	1法人あたり30万円または実費のいずれか低い方

- 補助金の詳細、申請方法はホームページをご覧ください。
<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/kikaku/workation-hojyokin.html>

【付属資料】

資料：補助金チラシ

本件に関するお問い合わせ先：

経営企画部企画課企画係 仁科、四宮

電話：046-873-1111 内線310,311